

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

1. 事業の目的

要介護状態、または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、株式会社南日本薬剤センター薬局（以下、事業所）の薬剤師が適正な居宅管理指導を提供することを目的としています。

2. 運営の方針

- ①利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②市町村、居宅介護支援事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た、利用者またはその家族の秘密を他にもらすことはいたしません。

3. 事業者の名称等

名称 南日本薬剤センター薬局吉野店
所在地 鹿児島市吉野町2381-4

4. 従業者の職種・員数及び職務内容

薬剤師 1名以上（現在 薬剤師2名、事務3名）
薬剤師による居宅療養管理指導をおこなうにあたっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等をおこない、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、それらをふまえて継続的な薬学的管理および指導をおこないます。

5. 営業日および営業時間

営業日 原則として日曜、祝日以外は営業します。
営業時間 原則として9時00分から17時30分までです。
ただし、緊急の場合は365日、24時間に対応致します。

6. 利用料

介護保険制度の規定により以下のとおり決められています。

- ①居宅療養管理指導サービス費として、1回の訪問につき518円（月4回まで）
※介護負担割合の2割の方は1036円、3割の方は1554円
※がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者は月8回まで利用可能
- ②医療用麻薬を使用されている場合の利用料は618円
※介護負担割合の2割の方は1236円、3割の方は1854円

7. その他

利用者に対する居宅療養管理指導の提供により事故等が発生した場合には、速やかに利用者の主治医または医療機関、関係者に連絡をおこなう等、対応をはかるとともに必要な措置をとります。その他、当事業所のサービス提供にあたり苦情や相談がございましたら、下記までご連絡下さい。

- ①連絡先・ 099-210-7650
- ②責任者名 紙屋 周一郎

(株) 南日本薬剤センター
鹿児島市谷山中央5丁目15番1号
代表取締役 川島 敏男